

## 県内市町村が行う不妊治療費の助成について

### ○その他の市町村独自助成

市町村名	事業名	対象者	助成内容	ホームページ
海津市	海津市不育症検査及び不育症治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関において不育症と診断され、治療が必要と判断された者</li> <li>・市内に住所を有する夫婦</li> <li>・市税等の未納がないこと</li> </ul>	1回の治療期間につき、上限10万円まで	—
東白川村	不妊・不育治療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦のうち、どちらかが不妊・不育治療の期間及び助成金の交付申請日に本村の住民基本台帳に記録されていること。</li> <li>・①健康保険法、②船員保険法、③市立学校教職員法、④国家公務員共済法、⑤国民健康保険法、⑥地方公務員等共済組合法の規定による被保険者又は被扶養者であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の対象となる不妊・不育治療であること。</li> <li>・医療保険各法に規定する治療の給付の適用となる一般不妊治療または不育治療費の自己負担額。助成額：上限5万円/回</li> </ul>	<a href="https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kurashi/boshi/ninshin/">https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/kurashi/boshi/ninshin/</a>
岐阜市	岐阜市不育症検査費助成	助成対象の不育症検査を受けるまでに、2回以上の流産又は死産をされた方。 申請時に岐阜市に住所を有する方。	不育症検査（流産検体を用いた遺伝子検査、次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査のみ）で助成対象費用の7割に相当する額（千円未満切り捨て）を上限額6万円まで助成	<a href="https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/ninshin/1003571/1017066.html">https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/ninshin/1003571/1017066.html</a>
下呂市	下呂市生殖補助医療通院交通費助成	次のすべてに該当するもの (1) 保険診療による生殖補助医療を開始した時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 (2) 保険診療による生殖補助医療を受けている期間かつ申請時に市内に住所を有する妻 (3) 同一の生殖補助医療に関して、他の市町村からの通院交通費の助成を受けていない者であって今後も受ける見込みがないもの	生殖補助医療を受けている夫婦に対して、その治療を受けるために通院に要した交通費の一部を助成する	<a href="https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/13/19760.html">https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/13/19760.html</a>
八百津町	八百津町不育症治療費助成事業	不育症治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であって、夫もしくは妻のいずれか一方、又はその両方が町内に住所を有する者。	助成の対象となる費用は、保健医療機関において受けた不育症に関する検査・治療に係る費用。 以下の費用は対象としない。 ・医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用された不育症の検査・治療に係る費用。 ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の直接治療に関係のない費用。	<a href="https://www.town.yaotsu.lg.jp/2205.htm">https://www.town.yaotsu.lg.jp/2205.htm</a>
恵那市	恵那市不妊治療・不育症治療通院助成金交付事業	市外の医療機関に不妊治療等のために通院している43歳未満の者のうち、通院時及び申請の際に市内に住所を有するものとする	岐阜県内の医療機関に通院した場合 1回当たり1,000円 岐阜県外の医療機関に通院した場合 1回当たり2,000円	<a href="https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/kosodateshienka/1/3/2/9661.html">https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/kosodateshienka/1/3/2/9661.html</a>